

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1031002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 20 年 11 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
サイトケラチン (CK) 19mRNA	2000 点 血液学的検査 (125 点)	「D006-7」WT1mRNA 定量に準じる
	サイトケラチン (CK) 19mRNA ア サイトケラチン (CK) 19mRNA は、区分番号「D006-7」WT1mRNA 定量に準じて算定する。 イ サイトケラチン (CK) 19mRNA は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン (CK) 19mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき 1 回限り算定する。	
UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2000 点 血液学的検査 (125 点)	「D006-7」WT1mRNA 定量に準じる
	UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型 ア UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、区分番号「D006-7」WT1mRNA 定量に準じて算定する。 イ UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インペーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。	

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
1,25 ジヒドロキシ ビタミン D ₃ (1,25 (OH) ₂ D ₃)	400 点 生化学的検査 (144 点)	「D007」 血液化学検査の 「37」	ELISA 法
	1,25 ジヒドロキシビタミン D₃ (1,25 (OH)₂D₃) 1,25 ジヒドロキシビタミン D ₃ (1,25 (OH) ₂ D ₃) は、ラジオレセプターアッセイ法又は RIA 法又は ELISA 法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミン D 依存症 型若しくは低リン血症性ビタミン D 抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミン D ₃ 剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミン D ₃ 剤による治療開始後 1 月以内においては 2 回を限度とし、その後は 3 月に 1 回を限度として算定する。		